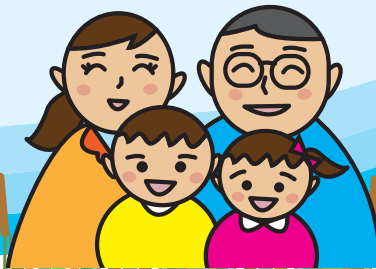


猪名川・藻川 河川保全利用委員会通信



猪名川・藻川

河川保全利用憲章について

—猪名川・藻川の“川らしさ”を守り、伝えるために—

猪名川・藻川河川保全利用委員会とは・・・

猪名川・藻川の河川敷は公園やグラウンドとして市民の憩いの場となっている一方で、本来の川のあるべき姿が失われつつあります。これからは、自然環境・地域性に配慮し、「川らしい利用」という観点から、その望ましいあり方についての深い議論が必要です。

『猪名川・藻川河川保全利用委員会』は「淀川水系河川整備計画」に基づき設置され、「川らしい利用」のあり方について皆さんと一緒に考えていく委員会です。

委員会は学識経験者等で構成され、猪名川・藻川のうち、猪名川河川事務所の管理区間を対象として、河川敷での公園利用を河川管理者が許可するにあたって、河川的環境面にも配慮した保全利用の観点から意見を述べます。

「川らしい利用」って十二？ —具体例の紹介—

「川らしい利用」について、少しでも知って理解を深めていただくために、その具体的な工夫や事例を紹介します。

◆利用マナーの向上

- ゴミの持ち帰り
- 生き物のすみかとなる草地にむやみに立ち入らない
- 環境看板を設置する



環境看板設置の例

◆外来植物の駆除

- アレチウリやオオバクサを見つけいたら、引き抜いて駆除する



外来植物(オオバクサ)駆除の様子

◆自然観察などの環境学習・教育

- 水辺や周辺の自然にふれてその大切さを学ぶ



簡易水質調査の様子

◆河川清掃

- クリーン作戦などに参加して川をきれいにする

河川清掃(猪名川クリーン作戦)の様子



◆その他

- 自分が体験した「川らしい利用」についてブログやツイッターを使って情報発信する



★いろいろと楽しくできそうですね! あなたも自分のできること・やってみたいことを考え、実践してみませんか!

「猪名川・藻川河川保全利用憲章」を提唱します

第3回猪名川・藻川河川保全利用委員会(開催の詳細は裏面参照)において、「猪名川・藻川河川保全利用憲章」が委員会から提唱されました。この憲章は、猪名川・藻川の“川らしさ”を守り、次世代へ伝えていくために、河川敷利用についての基本理念を示すものです。

猪名川・藻川河川保全利用憲章

猪名川は猪名川町大野山を源とし、能勢町、豊能町、川西市、宝塚市、池田市、箕面市、伊丹市、豊中市、尼崎市を流域とし、大阪湾に注ぎます。この間、人口の集積した沿川都市域の住民に大切な水資源を供給し、またと得難いオープンスペースを提供し、高度な都市的利用が進められてきた河川です。

しかし、猪名川は川ならではのさまざまな生きものたちが暮らす自然が今もしっかりと残されている、生きものたちのかけがえのないすみかです。同時に、流域住民にとっても水と緑の憩いの空間として、貴重なふれあいの場、学びの場です。

猪名川の「川らしさ」を守っていくために、生物多様性に配慮した「安心・安全の確保」と「川の利用のあり方」を考え、流域のちからで川本来のすがたを大切に育みながら利用していかねばなりません。

ここに、わたしたちは猪名川の「川らしい利用」の取り組みをつづけ、自然豊かな猪名川を次の世代へ伝えていくことを決意し、猪名川・藻川河川保全利用憲章を定めます。

1.猪名川の自然を愛そう。

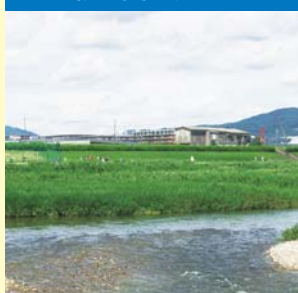
2.猪名川の豊かな恵みに感謝しよう。

3.猪名川の利用に責任を持とう。

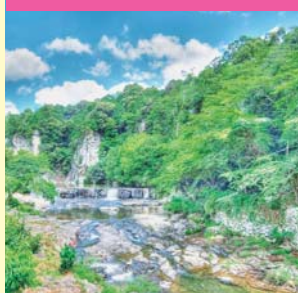
4.猪名川の自然、景観、歴史・文化を次の世代に伝えよう。

猪名川・藻川河川保全利用委員会は以上の猪名川・藻川河川保全利用憲章を提唱します。

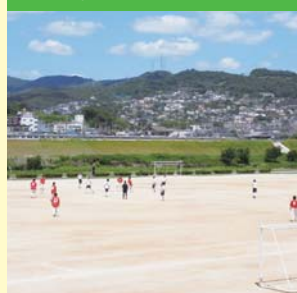
① 猪名川の自然を愛そう。



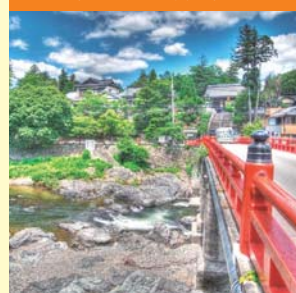
② 猪名川の豊かな恵みに感謝しよう。



③ 猪名川の利用に責任を持とう。



④ 猪名川の自然、景観、歴史・文化を次の世代に伝えよう。



今後は、委員会が提唱したこの憲章をもとに、広く流域住民の皆さんにご検討いただいた上で、皆さんの憲章として作り上げていただきたいと思います。

平成23年度第3回委員会開催の詳細については裏面をご覧ください。

平成23年度

第3回猪名川・藻川河川保全利用委員会を開催しました

詳しくはこちら



猪名川 河川保全利用 報告

検索

開催概要

日時 平成24年1月25日(水) 9:30~12:00

場所 猪名川河川事務所 2階 会議室

出席者 委員4名、オブザーバー(関係行政機関)10名、
河川管理者5名、一般傍聴者7名

議事内容

報告事項

- (1) 第2回猪名川・藻川河川保全利用委員会 議事概要
- (2) ニュースレターの発行

審議事項

- (1) 猪名川・藻川河川保全利用憲章について
- (2) 個別占用案件の審議



委員名簿(敬称略)

綾 史郎	大阪工業大学都市デザイン工学科教授	亀井 敏子	猪名川河川レンジャー
片寄 俊秀	大阪人間科学大学環境・建築デザイン学科教授	服部 保	兵庫県立大学自然・環境科学研究所教授

委員会での意見

今回初審議となる1案件(尼崎市農業公園)と第2回委員会からの継続審議の3案件について審議を行い、意見書をまとめました。

【個別占用案件の審議】

■尼崎市農業公園(尼崎市)

- 堤防法面の自然に配慮し、堤内側に位置する公園と一体とした管理を継続されたい。

■伊丹市立猪名川テニスコート(伊丹市)

- 駐車場を設置した場合、軍行橋下など占用範囲をこえた無秩序な駐車等が懸念される。
- 河川を学ぶ場としての利用という説明が弱く、現状のスポーツ利用の利便性を高めるだけの行為は望ましくない。
- 他の河川をみても無秩序な駐車がみられ、この計画は境界の明示が不十分ではないか。
- スポーツ利用以外の利用者の利便性等を高める管理計画とはなっていない。
- 現時点での管理計画では、適正な管理ができない虞があり、駐車場の設置を認めることは難しい。
- 適正な管理にあたっては、河川管理者は占用者と充分連携されたい。

■第1号猪名川河川敷緑地(伊丹市)

- 高水敷の利用として望ましく、非常に高く評価できる。
- ベンチの配置計画の検討には、市民が参画することが望ましい。
- ベンチ設置の代替案として、花壇を設けてカワラナデシコやカワラマツバなどの川らしい植物での植栽も考えられる。
- 踏み分け道程度の探索路の整備などによる自然観察の場としての活用についても検討されたい。
- 高水敷にある川とふれ合うための施設として利用されたい。護岸の整備等河川管理者でないとできないことは、河川管理者に要望していくべきである。

■猪名川緑地(池田市)

- グラウンド外の外来種対策として除草を実施し、生物多様性へ配慮をされたい。
- 花壇などに植栽する場合は、猪名川に本来あった種を植栽するなどの配慮をされたい。
- 占用地周辺もクズが繁茂してもおり、その対応を検討いただきたい。
- 運動施設であっても河川内にある特性を生かした運動施設として、川にふれる工夫をいただきたい。
- 環境への配慮では、清掃やゴミ対策だけではなく、生物への配慮など河川環境を生かす工夫をされたい。
- 広範囲にグラウンド利用されており、自然環境への影響は少なくない。グラウンドとしての利用が少ない箇所(グラウンドの外野など)では、自然に配慮した利用についても検討いただきたい。

【発行】猪名川・藻川河川保全利用委員会 事務局

【事務局】 国土交通省近畿地方整備局 猪名川河川事務所 占用調整課

〒563-0027 池田市上池田2-2-39

TEL:072-751-1111 FAX:072-751-1723 URL <http://www.inagawa.kkr.mlit.go.jp>

